

【継】（仮称）白井市男女共同参画計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

【継】（仮称）白井市男女共同参画計画策定業務委託

2 目的

市では、全ての人々が性別に縛られず、それぞれの意思と能力に応じて多様な生き方・働き方ができる社会、自分自身の自分らしさを肯定でき、かつ、他者の自分らしさを尊重できる社会の実現を目指し、平成28年度から令和7年度までの10カ年の計画として男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「白井市男女平等推進行動計画」を策定しているところですが、同計画が令和7年度をもって終了することから、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする、「（仮称）白井市男女共同参画計画」（以下「次期計画」という。）を策定する。

次期計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力等防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「DV防止基本計画」及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「女性活躍推進計画」に加え、令和6年4月1日から施行される、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を包含する、男女共同参画についての一体的な計画とする。

また、計画策定に当たっては、現行計画の現状分析・評価及び課題等を整理し、多様化した市民ニーズを把握するため、市民、市内事業者及び中学2年生を対象としたアンケート調査に加え、市民を対象とした意見交換会（ワークショップ）を実施し、その結果を踏まえた次期計画を策定するもの。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月19日（木）まで

4 策定業務における留意点

本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか、次の関係法令等を勘案した、男女共同参画についての一体的な計画策定とする。

- ・男女共同参画社会基本法
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理科の増進に関する国民の理解の増進に関する法律
- ・国の関連計画（男女共同参画基本計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針等）
- ・千葉県関連計画（千葉県男女共同参画計画、千葉県男女共同参画白書等）
- ・千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例
- ・本市の関連計画（総合計画等）、その他の関係法令及び規程

5 令和6年度業務内容

(1) アンケート調査

男女共同参画に関するアンケート調査を行い、次期計画策定の基礎資料としてアンケート調査票作成、データ入力作業、集計及び分析を行う。

① 調査票等の調製

(ア) 調査項目の設定については、現行計画策定時に実施したアンケート調査等を参考とし、発注者との打ち合わせ等により設定する。

現行計画策定時のアンケート調査の回収率を参考に、回収率向上のための方策を本市へ提示すること。

また、調査票（市長あいさつ文、調査依頼文書を含む）は見本を作成し、発注者に確認をとること。

(イ) 調査票はA4サイズ、12ページ程度とする。

② 調査対象者及びサンプル数

※下記（イ）については、転入・転出等の発生状況等による対象人数に変更が生じる場合も対応すること。

(ア) 市内在住の18歳以上の男女 2,000名

(イ) 市内中学校に通学する中学2年生 660名

(ウ) 市内在勤者 500名

③ 調査方法

- ・市内在住の18歳以上の男女及び市内在勤者に係るアンケート調査は郵送による配布・回収とする。
- ・調査票の印刷・製本、配布用・回収用封筒の作成、宛名ラベルの作成、封入・宛名ラベル貼り付け作業、発送・回収に係る郵送費の負担などに係る一式の業務は発注者において行うこととする。
- ・市内中学校に通学する中学2年生に係るアンケート調査は学校を通じて配布・回収する。
- ・市内在住の18歳以上の男女及び市内在勤者に係るアンケート調査については、スマートフォンやパソコンで回答できるようWEB回答フォームの構築・運用を行い、そのURLを埋め込んだQRコードを作成し、市へ提供することとする。
- ・市内在住の18歳以上の男女及び市内在勤者に係るアンケート調査対象者へ礼状兼督促はがきを郵送する。
- ・礼状兼督促はがきの印刷、発送に係る郵送費の負担など調査に係る一式の業務は発注者において行うこととする。

④ 集計・分析

受注者は、回収した調査票のデータ入力、単純集計、クロス集計、自由記入回答をとりまとめるうえ分析を行い、アンケート調査報告書を作成すること。

なお、調査票の回収率については、郵送配布は40%、学校配布は95%を想定している。また、集計結果の速報値を調査票回収後1カ月以内に市に報告すること。

(2) 意見交換会（ワークショップ）の実施

市民を対象とした意見交換会を開催し、市の男女共同参画に関する施策・事業・サービスへのニーズ把握、男女共同参画の推進する上での課題や意見などを取りまとめることとする。

受注者は、企画・運営を行い、結果を取りまとめ、計画へ反映させることとする。なお、参加者は公募等により広く市民の参加を募集するものとし、開催回数は1回とする。

- ・意見交換会の運営に関する企画立案及びレジュメの作成
 - ・意見交換会の出席、実施、ファシリテーション及び運営支援
- ※当日の備品等については、発注者との協議の上、決定する。

(3) 会議等運営支援

白井市男女共同参画推進委員会及び白井市男女共同参画推進会議等へのオブザーバーとして出席し、会議開催にあたり必要となる資料作成、必要な助言及び会議運営支援を行うこと。

また、発注者と計画に関する協議・打ち合わせ等を適宜行うこと。

※白井市男女共同参画推進委員会は2回（うち1回は発注者のみ出席）、白井市男女共同参画推進会議は2回を予定している。

※白井市男女共同参画推進委員会及び白井市男女共同参画推進会議に関する報告書の作成は発注者が行う。但し、協議・打ち合わせに係る報告書の作成は受注者が行うこと。

(4) 成果品

① アンケート調査報告書（速報版）

A4判サイズ/モノクロ

② アンケート調査・意見交換会（ワークショップ）報告書（完成版）

A4判サイズ/120ページ程度/モノクロ

※上記①・②に関する資料、アンケート調査・意見交換会等に関するデータ一式（Word、Excel等）及びホームページ掲載用PDF版データ一式をCD-R等の電子媒体に記録し納入すること。

なお、②に関するデータ一式は令和7年3月14日(金)までに納入すること。

6 令和7年度業務内容

(1) 現状把握、検証及び分析等

市の関連資料を基に現状の分析・把握を行うこと。また、基礎データの収集調査分析、整理、現行計画の検証・問題点の見直しを行うこと。

(2) 次期計画（案）策定

アンケート調査結果等を踏まえ、施策の体系、施策・事業の検討、推進していくための方策等を明確にした上で、計画の骨子案及び素案を作成する。

ア 次期計画骨子案及び素案の作成

アンケート調査結果分析及び検討結果を踏まえ、各種会議等、関係機関との協議・調整を図ったうえで、計画の骨子案・素案を作成すること。

イ パブリックコメントの実施支援

次期計画の素案に対して実施するパブリックコメントの資料作成及び意見集約を行うこと。

ウ 啓発用広報の企画及び原稿の作成

パブリックコメント実施前及び確定した次期計画概要についての広報原稿を作成すること。

※各タブロイド判1ページ程度

エ 次期計画書・概要書の編集・作成

パブリックコメント、白井市男女共同参画推進委員会及び白井市男女共同参画推進会議等における審議結果等に基づき計画素案に補足、修正を行い計画書・概要書を編集・作成すること。

なお、計画書・概要書ともに、一般市民に伝わる、わかりやすいデザイン、レイアウト等を受注者からの提案により発注者との打ち合わせのうえ作成するものとする。

(3) 会議等運営支援

白井市男女共同参画推進委員会、白井市男女共同参画推進委員会研究会及び白井市男女共同参画推進会議等へのオブザーバーとして出席し、会議開催にあたり必要となる資料作成、必要な助言及び会議運営支援を行うこと。

また、発注者と計画に関する協議・打ち合わせ等を適宜行うこと。

※白井市男女共同参画推進委員会、白井市男女共同参画推進委員会研究会及び白井市男女共同参画推進会議は3回を予定している。

※白井市男女共同参画推進委員会、白井市男女共同参画推進委員会研究会及び白井市男女共同参画推進会議に関する報告書の作成は発注者が行う。但し、協議・打ち合わせに係る報告書の作成は受注者が行うこと。

(4) 成果品

① 次期計画書（概要版）

A4判サイズ/8ページ程度/オールカラー

② 次期計画書（完成版）

A4判サイズ/100ページ程度/表紙カラー・本文カラー

※上記①・②に関する資料、次期計画策定に関するデータ一式（Word、Excel等）及びホームページ掲載用PDF版データ一式をCD-R等の電子媒体に記録し納入すること。

なお、②に関するデータ一式は令和8年3月19日（木）までに納入すること

7 その他

- (1) 受注者は、常に発注者からの連絡を受けることができる体制を整えることとし、発注者から打ち合わせの要請があった場合には、発注者の指定する場所に出向くこと。なお、打ち合わせには、原則、本業務の主担当者または統括責任者が出席すること。
- (2) 受注者は、契約期間中常に国の動向に注視し発注者への情報提供を行うとともに、その結果本業務の内容に変更が必要となる場合には、発注者と協議のうえ、方向性を決定すること。
- (3) 本業務の成果品及び成果品を構成する各要素の所有権及び著作権は、全て発注者に帰属する。